

近隣住民の定義と届出前の説明事項について

1 「近隣住民」の定義

住宅宿泊事業を営もうとする住宅の別により近隣住民を以下のように定義します。

(ア) 一戸建ての場合

当該一戸建ての住宅の敷地内及び敷地境界線からの水平距離10m以内に住所を有する者。

(イ) 共同住宅における住戸である場合

当該共同住宅内に住所を有する全ての者。

(ウ) 上記以外の場合

騒音等生活環境への悪影響が懸念される範囲を個別具体的に検討し、事前周知の対象とすることが望ましい者。

2 説明事項について

近隣住民へは、届出をする7日前までに下記の事項を書面に記載し、交付・説明してください。

(ア) 事業予定者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあつては、氏名及び住所）並びにその連絡先

※ 連絡先は、24時間常時対応可能な連絡先とする。

(イ) 事業予定者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地）

(ウ) 住宅の所在地

(エ) 住宅の各居室の宿泊定員数

※ 宿泊定員数とは、住宅の一泊当たりの予定宿泊者数をいう。

※ 居室の床面積は、宿泊者一人当たり3.3㎡以上を確保すること。

(オ) 住宅宿泊事業の期間

※ 期間とは、営業する日のことをいう。（例：金曜～日曜日まで）

(カ) 住宅宿泊事業の実施を開始しようとする日

(キ) 住宅宿泊管理業務を委託する場合は、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名並びにその連絡先